

## クリアウォーターOSAKA株式会社契約関係暴力団排除措置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）に基づき、クリアウォーターOSAKA株式会社（以下「当会社」という。）が締結する請負契約等（建設工事の請負、役務の提供、物品の供給その他の調達、及び不動産又は物品の売払い又は貸付けをいう。以下同じ。）に関して暴力団員及び暴力団密接関係者を排除する措置について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (4) 役員等 次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）をいう。

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (5) 有資格者 当会社の入札の参加者の資格を有する者をいう。
- (6) 下請負人等 条例第7条各号に規定する者をいう。

### (入札等除外措置等)

第3条 当会社社長（以下「社長」という。）は、大阪市が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表各号により公共工事等及び売払い等の契約から排除する措置を行った者に対し、速やかに当会社の請負契約等から排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。

- 2 社長は、第1項の規定に基づき入札等除外措置を行った者（以下「入札等除外者」という。）について、大阪市より大阪市の入札等除外措置がなされていないことが確認できた場合、入札等除外措置を解除するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第4条 社長は、一般競争入札を行うに当たり、入札等除外者の入札参加を認めてはならない。

2 社長は、入札参加を認めた者が契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたときは、その者の入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前2項に規定に定める措置は、あらかじめ入札説明書において周知するものとする。

4 社長は、第2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札等除外者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第5条 社長は、指名競争入札を行うに当たり、入札等除外者を指名してはならない。

2 社長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたときは、その指名を取消し、又は契約の締結を行わないこととする。

3 社長は、前項の規定により指名の取消し等を行ったときは、入札等除外者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 社長は、入札等除外者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、入札等除外者の所有する土地を用地買収する必要があるなど、当該契約の目的及び内容から入札等除外者を随意契約の相手方とする特別の必要がある場合を除く。

(下請負等の禁止)

第7条 社長は、当会社の請負契約等の相手方が入札等除外者、暴力団員及び暴力団密接関係者を、下請負人等とすることを許してはならない。

2 社長は当会社の請負契約等において入札等除外者、暴力団員及び暴力団密接関係者を下請負人等としていると認めるときは、当該請負工事等の契約相手方に対して、当該下請負人等との解除を求めるものとする。

(共同企業体に対する措置)

第8条 第4条から前条までの規定は、入札等除外措置を受けた有資格者を構成員とする共同企業体についても適用する。

(契約の解除)

第9条 社長は、当会社の請負契約等の相手方に入札等除外措置を行った場合は、当該契約等を解除することができる。

(不当介入に対する措置)

第10条 社長は、当会社の請負契約等の相手方及び下請負人等が、当該契約等の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、速やかに当会社への報告を求めるとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

(関係機関との連携)

第 11 条 社長は、本要綱の運用に当たっては、大阪市及び警察等関係機関との密接な連携の下に行うものとする。

(その他)

第 12 条 社長は、本要綱の運用に当たり必要な措置を講じることができる。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。